

空調復旧工事及び防音事業関連維持事業の補助の見直しについてのお知らせ

事業の概要

- 自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、地方公共団体等が学校、病院等の施設について必要な工事（防音工事。音響の強度及びひん度により、音響が著しい順に1級から4級まで実施。）を行うときは、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第3条第2項に基づき、その費用の全部又は一部を補助することとしています。
- 防音工事により設置した空気調和設備（換気、冷房及び暖房）については、設置から15年以上が経過し、老朽化により、機能が著しく低下した場合には、交換に係る費用も補助（**空調復旧工事**）しています。
- 防音工事や空調復旧工事を実施した小学校、中学校及び保育所等に設置されている空気調和設備を、騒音の防止等のため、稼働させ、又は稼働し得るよう維持する事業（**防音事業関連維持事業**、その事業の実施に要する経費を**維持費**という。）を行っています。

見直しの内容

今般、平成28年度以降の空調復旧工事及び防音関連維持事業における補助の見直しを次のとおり行いました。

- 防音事業関連維持事業の対象施設（小学校・中学校・保育所等）の3級及び4級空調復旧工事の補助率を引き上げました。

区分	3級		4級	
	従来	見直し後	従来	見直し後
小学校・ 中学校・ 保育所等	6.5/10	7.5/10	5.5/10	6.5/10

- 3級及び4級に限り、防音工事（空調復旧工事を含む。）により新たに設置した空気調和設備の**維持費**は補助対象外としました。

※平成28年度以降に新たに実施設計を行う事案から適用します。

※ 空調復旧工事及び防音関連維持事業に係る補助金の交付について、詳しくは、東海防衛支局ホームページ「学校等の防音工事のあらまし」を掲載していますので御参考にしてください。

[「学校等の防音工事のあらまし」にリンク](#)

■お問い合わせ先
東海防衛支局防音対策課 防音係

愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1
電話：052-952-8226
FAX：052-952-8231